

## 第2部における数値目標（再掲）

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		
(1)	・社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。	p.8
	・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。	p.9
	・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の所得率の向上を図る。（平成16年度0.9%）	p.9
(2)	・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成15年度0.5%）	p.11
(3)	・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。（平成10年度6.6%）	p.13
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革		
(2)	・「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。（平成16年52.5%）	p.19
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
(1)	・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。（平成15年度29.5%）	p.29
(4)	・就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。（平成14年6.1%）	p.33
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援		
(1)	・概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることを目指し、育児休業取得率の向上を図る。（平成16年度男性0.56%、女性70.6%）	p.47
	・概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を25%にすることを目指し、普及率の向上を図る。（平成16年度10.5%）	p.47
	・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに1割以上減少させる。（週労働時間60時間以上の雇用者の割合 平成16年12.2%）	p.47
	・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度ま	p.47

	で少なくとも55%以上にする。(平成16年度46.6%)	
	・ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計で700企業にする。(平成17年度までの累計270企業)	p.49
	・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(男性の育児休業取得実績がある企業)の割合を平成21年度までに計画策定企業の20%以上にする。	p.49
	・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成21年度までに100%にする。	p.49
(2)	・「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21年度に215万人の受入れ児童数の拡大を図る。(平成16年度203万人)	p.49
	・延長保育を推進し、平成21年度までに16,200か所の保育所での実施を図る。(平成16年度12,783か所)	p.49
	・休日保育を推進し、平成21年度までに2,200か所の保育所での実施を図る。(平成16年度666か所)	p.49
	・夜間保育を推進し、平成21年度までに140か所での実施を図る。(平成16年度66か所)	p.49
	・放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。(平成16年度15,134か所)	p.49
	・子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度171か所)	p.51
	・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度2,783か所)	p.51
	・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所)	p.51
	・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。(平成16年度それぞれ569か所、310か所)	p.51
	・母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。	p.53
	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。	p.53
	・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。(平成16年359人)	p.53
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
(1)	・夫婦間における「平手で打つ」(平成15年73.4%)「なぐるふりをして、おどす」(平成15年56.3%)の各行為について、暴力と認識する人の割合を100%に近づけることを目指す。	p.67
8. 生涯を通じた女性の健康支援		
(1)	・成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成22年度までに50%にする。(平成16年38.5%)	p.91

( 2 )	・妊娠・出産について満足している者の割合を平成 22 年までに 100%にする。(平成 12 年度 84.4%)	p.91
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率を平成 22 年までに 100%にする。(平成 8 年 62.6%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	p.91
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成 22 年までに 100%にする。(平成 12 年 6.3%)」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。	p.91
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成 22 年までに 100%にする。(平成 13 年 24.9%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	p.91
	・不妊専門相談センターを平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・中核市で整備する。(平成 16 年度 95 か所中 51 か所)	p.91
	・特定不妊治療費助成事業を平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。(平成 16 年度 95 か所中 87 か所)	p.91
	・周産期医療ネットワークを平成 19 年度までに全都道府県で整備する。(平成 16 年度 28 都道府県)	p.91
( 3 )	・H I V / エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成 22 年までに全ての中学生・高校生に配布する。	p.93
	・薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成 22 年までに全ての中学生・高校生に配布する。	p.95
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成 22 年までになくす。(平成 12 年喫煙率 10.0%、飲酒率 18.1%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	p.95
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実		
( 2 )	・2000 年のミレニアム国連総会で合意された、2015 年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。	p.106
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進		
( 1 )	・女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調査会の報告に示された目標値(各研究組織毎に、当該分野の博士課程(後期)における女性割合等を踏まえつつ、自然科学系全体として 25%(理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、保健系 30%))を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。	p.123
( 2 )	・消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防団員を将来的に 10 万人以上にする。(平成 16 年 1.3 万人)	p.125